

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5001	5001001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。		弁護士については、法律事務に関する専門家であり、租税に関する法令等税理士の扱う法令に関する事務についても、これを行うに足る能力を有するものと判断されることから、弁護士法において「弁護士は、当然、弁護士及び税理士の職務を行うことができる。」(規定されており)、税理士法においても、税理士資格が付与されていることである。	東京税理士会	1	A	資格取得の見直し	税理士資格取得制度の整備(税理士法第3条、第6条、第8条の抜本的改正) 税理士法第3条による弁護士、公認会計士への税理士資格付与の廃止、同第8条の行政実務経験者の試験免除の見直し	具体的には、大学院修士課程修了による試験免除、行政実務経験者による試験免除審議機関の明確化・透明化といった法改正がなされました。その後、日本税理士会連合会が平成16年に実施した「第5回税理士実態調査報告書」(平成17年発行)等の資料によれば、税理士登録者数うち試験合格者の割合は約43%でした。試験制度が実施されて3年余を経過してもなお試験合格者の数は50%に達していないのが現状です。他土業との比較で言えば、例えば弁護士登録における司法試験合格者(司法修習修了者)の割合は90%を大きく上回り、公認会計士資格については試験科目一部免除の規定はあるが原則として試験合格者となっていることを考えると、この問題は解決されたといえる状況ではありません。	1. 規制改革の重要項目としての資格取得の位置づけ 規制改革・民間開放推進会議におかれましては、その最終年度にあり重点項目として、資格取得の見直しとして次のように掲げられております。 問題意識 資格制度については、昨今の様々な事件に関連して、問題も指摘されているところである。また、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点も含め、これまでに前身等の会議において策定してきた資格制度に関する基準・視点について、再検証する必要がある。 業務独占資格を中心に各制度の現状を把握し、論点整理を行ったうえで、これまで行政改革委員会等において策定してきた資格制度の見直しの基準・視点について、必要な見直しを行う。 これらの事項が示されたのは、昨年、国家資格に対する信頼性が揺らいでいるからと承知しております。信頼性を確保するには、資格者団体が自ら問題点を分析整理し対応することが急務です。したがっての論点を見直し項目に加えることを提案いたします。	税理士法第3条第6条、第8条	財務省	○要望理由/別途資料 ○添付資料 「税理士の資格取得制度及び試験免除制度に関する意見」
5003	5003001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。		弁護士については、法律事務に関する専門家であり、租税に関する法令等税理士の扱う法令に関する事務についても、これを行うに足る能力を有するものと判断されることから、弁護士法において「弁護士は、当然、弁護士及び税理士の職務を行うことができる。」(規定されており)、税理士法においても、税理士資格が付与されていることである。	東京青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特格的付与の廃止に関する意見書	国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、税務官公署職員に対する特格的資格付与は即刻、廃止すべきである。	(1) 当制度の資格取得制度に関する基準が公平・公正な資格取得制度の確立へ向けて - 当連盟は、税理士の公正な資格取得は、「国民のための税理士制度」確立のために最も重要なテーマであると考えている。税理士法第3条(税理士の資格)の規定によれば、税理士試験合格による資格取得が原則とされている。しかし、税理士試験合格による資格取得は、平成17年度末の資料では、税理士全登録者の44.18%(添付参照)と、わずか4割程度にすぎない。さらに、平成17年度新規登録者に至っては、試験合格者の割合は37.41%(添付参照)と4割に満たない状況となっている。このことは、既に平成11年12月14日付で行政改革推進本部規制改革委員会が公表した「規制改革についての第2次見解」において指摘されていたところである。その後の改正により、修士については改善されたもののその他の進捗措置については、課題として残っている。このような現状は、税理士法第8条の税務官公署実務経験者に対する試験免除規定に大きく起因している。また、他の要因として、弁護士及び公認会計士は税理士の資質の検証を行うことなく、無条件で資格が与えられていることも挙げられる(税理士法3条3号及び4号)。税理士試験に合格した者に対して、税理士資格を付与するのが、公平・公正であり、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得の確立が必要である。 税務官公署実務経験者に対する試験免除規定、弁護士、公認会計士に対する資格付与規定との存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うもので、即刻廃止しなければならない。 (2) 税務官公署職員に対する特格的資格付与の廃止 税務行政実務経験者については、税理士法8条1項4号乃至10号において、税法科目・会計科目の税理士試験免除規定が定められている。 結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格すること(税理士の資格を取得することが出来ることになる)である。 一方、一般受験生が税理士の資格を取得する場合、会計科目2科目・税法科目3科目の計5科目に合格しなければならぬ。この合格率は約2%に過ぎない。試験免除規定がある。結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格すること(税理士の資格を取得出来る。指定研修は、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを具備することができるものと認め指定した(税理士法8条1項10号)研修である)、会計学免除の研修であるとの文言が付加。	税理士法第8条1項第1号乃至第10号	財務省	添付資料1 平成17年度末資格別税理士登録者数 添付資料2 税理士法条文(抜粋) 添付資料3 税理士試験合格者率	
5032	5032001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。		弁護士については、法律事務に関する専門家であり、租税に関する法令等税理士の扱う法令に関する事務についても、これを行うに足る能力を有するものと判断されることから、弁護士法において「弁護士は、当然、弁護士及び税理士の職務を行うことができる。」(規定されており)、税理士法においても、税理士資格が付与されていることである。	全国青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特格的付与の廃止に関する意見書	税理士は「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること(税理士法1条)を使命とする会計学・経営学等に精通した税金問題の法律専門家であり、単に税金の知識がある人ではない。その資格取得は「税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること(税理士法6条)を目的とした税理士試験によるのが原則。税務官公署職員の勤務経験・指定研修による特格的税理士試験免除の制度は不公平・不公正・不合理であり、即刻廃止すべき。	一般受験生が税理士の資格取得の場合、会計科目2科目・税法科目2科目の計5科目に合格しなければならず、合格率は約2%。税務官公署出身者が税法に従事したことをもって、なぜ、約2%の合格率である難関国家試験である税理士試験税法科目の免除の特典を与えるのか、なぜ税理士試験合格と同等以上の資質をもたずに入ることなのか、客観的合理性がないうえで、一般受験生に比し著しく(不公平であり、公正な資格取得制度でない。税務官公署職員が指定研修を修了による会計科目の免除も合理的でない。税務官公署職員に対する研修は、税務官公署職員が税務行政に携わるために必要な知識を習得する目的で行われるべきもので税理士試験とは、本質的に目的を異にする。	税務行政実務経験者は税理士法8条1項4号乃至10号において、税法科目・会計科目の税理士試験免除規定がある。結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格すること(税理士の資格を取得出来る。指定研修は、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを具備することができるものと認め指定した(税理士法8条1項10号)研修である)、会計学免除の研修であるとの文言が付加。	国稅庁	特になし	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5034	5034014	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。	(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えるとい推定される社会的損失を抑える効果が期待される。	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)古物営業法第21条の3(甲)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部監視課、業務課、国土交通省警察庁	このようにコンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となると考えられている。昨今の検挙事実からも窃盗団は数万台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不当な利益を上げているといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態を鑑み、これまでの自動車盗難対策に対して順調に減少傾向を示してきているが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいにおけるカーナビゲーションシステムやカーズテレオの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であるとされている。 1. 2005年7月1日から実施された、中古自動車にかかる旅員通関の廃止、輸出抹消登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対照確認の実施については、窃盗団による業務通関を通じた盗難車の不正輸出を困難とし自動車盗難件数の減少に大きく寄与した。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックがゆるい不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。 このような観点から、今後はコンテナ通関に対する確認の強化が課題となると考えている。具体的な検挙事例を見ても、2005年7月に埼玉県警は内部のコンテナ内で盗難自動車をコンテナに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を検挙している。また、2006年2月に警視庁は通関手続きをしたコンテナから、イモビライザーを盗難した車を含む盗難車を発見している。輸出業者がコンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となる。しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による仮込みを行ったうえで、コンテナX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が図られる。 インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されていることがある。 (*)		
5057	5057165	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。	(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化	インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が流入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任と必須である。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物取りあせせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。	関税法基本通達67-1-20(古物営業法第21条の3)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部監視課、業務課、国土交通省警察庁	道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれを確認することとなった。古物営業法第21条の3では、古物取りあせせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると思われるときは直ちに警察官にその旨を申しなければならぬとされている。		
5086	5086008	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。	損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する。コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本においては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	道路運送車両法第15条の2、関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部監視課、業務課、国土交通省警察庁	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う。不正輸出を防止するため、輸出貨物積み込み時に、公認検査機関による厳正な現物確認・施封を実施する。罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053003		G13	z11003	財務省	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としており、保有は個人に限られている。	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としており、保有は個人に限られている。	c		個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的、に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。		社団法人信託協会	3	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とする	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」といふ。)の信託財産で購入することを可能とすること。		・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、贈与財産の消費・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費の支払等について信託銀行の財産管理機能を活用し、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。また、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 ・かかる実態を踏まえると、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえ、さらにはその国民各層への定着化にも資するといえる。	個人向け国債の発行等に関する省令第20条	財務省	
5057	5057135		G13	z11003	財務省	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としており、保有は個人に限られている。	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としており、保有は個人に限られている。	c		個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的、に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。		(社)日本経済団体連合会	135	A	特定贈与信託の信託財産の運用対象としての個人向け国債の購入の容認(新規)	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」といふ。)の信託財産として購入することを可能とすべきである。		・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、特別障害者に対する定期的な生活費の支払について信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の消費・散逸の防止、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 したがって、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異は無く、さらには多様な主体による国債の保有促進という「個人向け国債」の発行趣旨にも沿うものである。	個人向け国債の発行等に関する省令第20条	財務省	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。
5011	5011001			z11004	総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	c		税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており(税理士法第1条)、税理士業務(税務代理、税務書類の作成及び税務相談)の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている(税理士法第52条)ものである。このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保のない者に税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることが困難となることから、相当ではない。		国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定	各士業(弁理士、税理士、行政書士、司法書士社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正当な(主たる)業務に付随する場合」として「相互乗り入れ」を認めること。	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行う小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合(具体的には、各士業の業務制規事項に但書を付加する。但し、士、士、士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。))	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海事代理士法第17条	経済産業省、財務省、厚生労働省、国土交通省		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033008			z11005	財務省	所得税法第225条第2項	剰余金の配当等とみなされるものの支払をする者はその支払いに関する通知書を送る者にその支払に交付しなければならない。	f		税制は規制の対象外であることに加え、税法上の支払通知書の交付は源泉徴収税額を義務付けること等を通じて課税の適正性を担保するための措置であり、証券取引法上の取引報告書の交付とはその目的及び内容を異にするため、支払報告書の交付義務を廃止するという当該要望は検討要請事項の対象外である。 (注) 取引報告書への源泉徴収税額の記載は証券取引法上の義務とはされていない。		日本証券業協会証券評議会	8	A	自社株公開買付けの時の支払通知書の廃止	支払通知書の交付については所得税法第225条第2項に根拠条文があり、要約すると所得税法第25条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者はその支払の確定した日から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない、と明記されている(現在、法人顧客のみに交付) 一方、上場会社を実施する自社株公開買付けの場合は、買付け後速滞なく、公開買付代理人(証券会社)から応募株主に取引報告書が交付されている。取引報告書には源泉徴収税額が記載されているが、その後交付される支払通知書にも源泉徴収税額が記載されているので、応募株主にとって支払通知書は意味をなさないものになっていくことから、支払通知書の廃止していただきたい。	支払通知書も取引報告書と同様に公開買付代理人が作成・発送していることや、取引報告書とはほぼ同じ内容で支払通知書を作成していることを勘案すれば、支払通知書を廃止しても全く問題はないと考える。	所得税法第225条第2項 所得税法第25条第1項	金融庁		
5039	5039001			z11006	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	国籍法第123条	在留資格の変更又は在留期間の更新等の申請に必要な書類として、国税の納税証明書が利用されている。	d		国税の滞納の有無等に関する情報の収集方法としては、既存の納税証明書制度を活用し、外国人本人から納税証明書の提出を求めた上で、関係機関が取りに基づきデータベースに蓄積するといった方法により対応可能である。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更には、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	[規制の現状] 在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納税証明書の提出が義務付けられている。 [要望理由] 日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠なことではない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしていないかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条。永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治事務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局		
5046	5046001			z11007	総務省、財務省		財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条			財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条等に基づき、当該年度に運用しなかったものについては、翌年度末まで運用が可能となっているが、翌々年度以降における運用は認められていない。 地方公共団体に対する政府資金の貸付けにあたっては、法令の規定により、翌年度末までの繰越運用が可能となっており、翌々年度以降における運用は認められていないが、これは、貸付金利や償還期限など同様の貸付条件のひとつであり、規制にあたるものではない(注)。また、財政融資資金については、地方公共団体への貸付けに限らず、繰越運用を翌年度末までとする統一した取扱いとされているところであり、御要望への対応は困難であることを御理解いただきたい。 (注) 事故繰越等により翌々年度に地方債を起債しようとする場合、既許可の資金区分が政府資金であるものについては政府資金の借入れができないが、資金区分を民間等資金に変更する手順をとることは可能であり、地方債の起債が規制されているものではない。		愛媛県松山市	1	A	事故繰越に係る地方債の借入れに関する規制緩和(明許繰越した事業が避け難い事故により事故繰越を余債なくされた場合、この事業の財源として予定している地方債の借入を翌々年度まで可能とする。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余債なく(される)ことがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているものの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なく(される)ことがある。国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているものの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられる。翌々年度までの借入が可能となれば都市基盤の早期整備や財政運営にも効果があると考える。	想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なく(される)ことがある。地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、事業の必要性、緊急性から中断や廃止が不可能な事業については、一般財源による措置が必要となり、耐用年数に応じた負担の公平性が損なわれるほか、財源対策に困難を強いられる。	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	総務省、財務省	添付資料 1-1-1-8	



全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057139			z11012	全庁		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成18年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各官庁・地方公共団体向け金銭債権につき、遅やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の官庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における先債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5057	5057175			z11013	財務省	関税法第67条3-11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	特定輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれた場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)を定めていることが要件となっている。輸出に際して減免税手続を行う必要がある貨物については、原則として特定輸出申告制度の適用対象外となっている。	及び :b : :d : :b, e	1. 特定輸出申告制度については、本年3月に導入されたばかりであるが、今後、同制度の運用状況を見極めながら、利用者の利便性の向上と的確な制度運用の確保とを勘案しつつ、必要に応じた見直しを実施することとする。 2. 包括事前審査制度については、今後の特定輸出申告制度の見直しを検討する中において、その廃止を含め、当該制度のあり方を検討する必要があると考えている。 3. また、税関に提出する法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)は、申請者が法令遵守のための社内規則を既に定めている場合において、当該社内規則に特定輸出申告に係る事項(輸出通関手続、貨物管理等)が満たされていれば、これを法令遵守規則として取り扱うこととしており、経済産業省のコンプライアンス・プログラムとの一本化が可能となっている。 4. なお、輸出申告の際に減免税手続を要する貨物のうち、いわゆる「リターンブルコンテナ(通い箱)」については、現行制度上、特定輸出申告制度の利用が可能となっている。		(社)日本経済団体連合会	175	A	特定輸出申告制度の改善[新規]	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要望する。 特定輸出申告は、貨物が設置されている場所を管轄する税関官署への申告が可能すべきである。 特定輸出者となるための条件として、財務省が提示する社内コンプライアンスプログラムの整備を求めているが、同様のコンプライアンスプログラムは既に経済産業省から求められている。一本化を図るべきである。 特定輸出申告制度の施行を受けて、包括事前審査制度は今後3年かけてその存廃を含めて検討を行うことになっているが、特定輸出申告制度ではカバーすることは難しい。包括事前審査制度は現状通り残し、特定輸出申告制度は独立して制度内容の検討を進めるべきである。 リターンブルコンテナを利用する場合など、輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物は特定輸出申告制度の適用除外となっているが、一律に除外するのではなく可能な限り特定輸出申告制度の対象とすべきである。	(*)その前提で特定輸出申告制度の目的を実現できるようなべき姿を官民協力して検討すべきである。環境に配慮した物流実現のため、使い捨てとなる段ボールやパレットに替わってプラスチック製リターンブルコンテナ(通い箱)の導入が推進されているが、これらに利用しては輸出申告時に免税手続を要するため、現状では特定輸出申告制度の対象となる。	特定輸出申告において、書類審査または貨物検査になった場合には、現状では貨物の置き場所を管轄する税関官署へ書類を提出または貨物を持ち込む必要が生じる。実際にそのような状況が発生する可能性は低いと考えられるが、特定輸出者としてはそのことも想定した通関会社の選定や対応を考慮する必要がある。また何らかの理由で港への貨物搬入後に輸出を取り止める場合にも申告した税関官署に輸出許可の取り消しを求めらるることになり、これが新たな制約となる。 企業によっては、既に輸出入管理規則を制定し、経済産業省へ届出している。特定輸出申告制度に参加するためには、経済産業省に加えて財務省が求めるコンプライアンスプログラムの内容を検討し、両方をカバーできるような現行の管理規則を修正しなければならないが、そのような2重管理は回避すべきである。 特定輸出申告制度は、その目的から考えて適用除外とせざるを得ない貨物が多く発生する可能性が高く、輸出貨物を広くカバーしている包括事前審査制度に取って代わる制度となることは難しい。早い段階で包括事前審査制度の存続を確認し、(*)	関税法第67条3-11 同施行令第59条の6 同施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れて輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にする。輸出者のコンプライアンスを審査及び検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。	
5057	5057176			z11014	財務省	関税法第67条、第67条の2	貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申告し、許可を受けなくてはならない。また、輸出申告は、原則として、申告に係る貨物を保税地域に入れた後に行うこととされている。	c		1. 関税局・税関においては、物流セキュリティの強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成するため、コンプライアンス等の確保等を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れて輸出申告(特定輸出申告)をし、輸出の許可を受けることを可能とする特定輸出申告制度を本年3月1日から導入しているところである。 2. 輸出貨物については、武器、テロ関連物資等の不正輸出を取り締まるため、必要に応じて検査等を行うことが不可欠なことから、許可制を維持することが適当である。 3. なお、諸外国においても、輸出につき届出制を採用している米露を除けば、EU諸国等においては、特定の場所に貨物を搬入した後に輸出申告を行い、輸出の許可を受けることが必要とされており、我が国と同様の制度となっている。		(社)日本経済団体連合会	176	A	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。	輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がらず、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。 輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を開くことになる。 欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバルスタンダードに沿うものにする必要がある。 なお、911同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールの導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。税関長の許可を得て船積・出荷(輸出)する。輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057177			z11015	財務省	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外に臨時の執務を求める場合には、臨時開庁手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。	通関体制:d 臨時開庁手続・手数料:c	-	1. 航空貨物の通関については、成田空港、関西国際空港及び中部空港の税関官署において24時間体制で通関業務を処理しており、海上貨物の通関については、特に執務時間外の通関需要の多い主要港湾を始めとする14官署において執務時間外の通関体制を整備しているところである。 また、これらの官署以外の官署においても、臨時開庁の申請があった場合には、適切に対応することとしている。 2. 一方、臨時開庁手数料については、税関における事務の実態を踏まえた単価の見直しを行い、平成16年4月に1時間あたり7,800円から4,100円に引き下げるともに、平成15年4月から、構造改革特別区域における特例措置として、通常の手数料額の2分の1を軽減し、本措置については、平成17年4月から全国展開したところである。 3. なお、諸外国の例を見ても、例えば英国、フランス等では、執務時間外に業務を行う場合には手数料が必要とされており、米国では、執務時間内であっても輸入申告を行う場合に一定の手数料を必要とするほか、執務時間外には更に追加的な手数料が必要とされている。	(社)日本経済団体連合会	177	A	税関通関業務の24時間365日体制の実施(臨時開庁手続・手数料の廃止)	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時開庁手続及び費用負担の撤廃)すべきである。	企業にとっては、サプライチェーンマネジメントの観点から、物流の効率化が不可欠となっている。現状では、臨時開庁手続を経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続や費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコストとなってしまっている。通関の原則24時間365日体制により、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進され、日本国内に立地する工場との競争力が強化される。最近では、東アジアの工場との生産品目による棲み分けが日本の産業の生き残りの手段となっているが、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になる。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながる。24時間・365日体制へ移行することにより、日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要である。	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省関税局	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。 上記時間外に輸出・通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。 いまだ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁手数料は半額(特区は格段に安くしている)となり、以前よりは緩和されている。		
5057	5057178			z11016	財務省	関税法第67条、通関業法第9条	輸出申告又は輸入申告は、貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。また、輸出申告又は輸入申告に際して、仕入書等の関係書類を税関に提出する必要がある。	申告官署:c 電子化:b 電子化:	申告官署:-	1. 同一税関管内の税関官署への申告について蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすることは、円滑な貨物検査に支障を生じ、迅速な通関を阻害するおそれがあることから、基本的には、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に対して輸出入申告等を行う必要がある。 2. 輸出入申告等の電子化については、従来より、通関情報処理システム(NACCS)を導入し、オンラインによる輸出入申告等の処理を可能とするとともに、税関手続を行うNACCSと関係省庁の手続を行う電算システムとの連携により、関係省庁による許可・承認等の税関への証明・確認を電子的に行うことを可能としてきたところである。また、平成15年7月からは、利用者が一回の入力・送信で複数の手続を同時に行えるようにするシングルウィンドウ化を実施したところであるが、更に、平成17年には、日本経済団体連合会等からの提言(「輸出入・港湾手続の効率化に関する提言(平成16年11月22日)」)等を踏まえ、NACCSによる輸入申告1件に対して同時に申請できる関係省庁手続の拡大等を図るとともに、平成17年度関税改正においては、FAI条約の締結等を踏まえた入港手続に係る申請項目の大幅な削減を行い、これに伴うシステム改善を実施したところである。 3. また、輸出入関連書類の電子化については、本年3月に公表した税関業務の業務・システム最適化計画において、Sea-NACCS(海上貨物通関情報処理システム)については平成20年10月に予定しているシステム更改を、Air-NACCS(航空貨物通関情報処理システム)については平成21年度に予定しているシステム更改を契機に、これらのシステムを利用して、インボイス、パッキングリスト等の情報を電子的に提出することを可能とするなど、税関手続全体として電子化を推進するための措置を講ずることとしている。	(社)日本経済団体連合会	178	A	税関申告官署の自由化 通関手続の簡素化、電子化	同一税関申告官署については、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすべきである。また、輸出入関連書類の電子ファイル化により、簡素化すべきである。	同一税関申告官署が複数存在するため、申告書類の提出や申告書に対する対応などに人手や車などの諸経費等のコストがかかる。また、ペーパーレスによる輸出入業務の簡素化、書類保管の効率化を促進する必要がある。	関税法第67条 通関業法第9条	財務省関税局 税関業務部 経済産業省	税関への輸出入申告に当たっての申告官署は、申告貨物を蔵地している蔵地場所を管轄する税関官署となっている。また、輸出入申告書、輸出入許可書、納税証明書、インボイス、パッキングリスト、保険証書、原産地証明書、経済産業省の個別許可書などの書類が電子化されておらず、書類保管の効率化が進んでいない。		
5057	5057179			z11017	財務省	関税法67条	貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名など必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を受けてから、輸入の許可を受けなければならない。	c	-	税関における検査は、関税等の適正な徴収、麻薬・けん銃等の社会悪物品の不正輸入防止、大量破壊兵器関連物品の不正輸出防止等の子口対策等の目的のために進んでいるものであり、これら検査に生じる検査費用は、輸出入貨物の所有者である輸出入者が当然に負担するべきものである。と考えている。なお、検査にかかる費用は、税関が徴収しているものではなく、輸送・開梱包作業を行う業者に支払っているものである。	(社)日本経済団体連合会	179	A	税関検査に係る料金の一部公費負担の導入[新規]	税関検査目的における密輸防止、麻薬、覚せい剤等の防犯取り締まり目的による検査費用は、輸出入者の申告貨物の税の確定などの為のものとは異なるため税関当局の負担すべきである。	コンテナ貨物全量取り出し検査や、大型X線検査、指定検査場への持込検査など輸送費、開梱包等多大の費用がかかるため、	関税法67条	財務省関税局 税関業務部	輸出入貨物に関しての税関検査に係る輸送費、開梱包費などのすべてが輸出入者負担となっている。		





全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066011			z11024	警察庁、財務省、国土交通省	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4都道府県において稼働開始され、更に平成18年4月からは埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の4都道府県、さらに、平成18年4月からは埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の2県において、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。 当該システムは、大量に自動車保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても国土交通省を中心として検討を行うこととしている。	d				社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車保有関係手続の保管場所の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償補償法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、警察庁、地方自治体		
5079	5079002			z11025	財務省	所得税法120条3項1号、所得税法施行令第262条1項2号	医療費控除の適用に当たっては、当該控除を受ける医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示しなければならないこととされている。 現状において、当該医療費の支払いにおいてクレジットカードを利用した場合には、患者の手もとに医師等の領収証が存しないことが考えられることから、この場合にはクレジットカードの利用明細書を取替えて、医療費控除の適用に当たっては、当該控除を受ける医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示しなければならないこととされている。	b				株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	A	クレジットカード取引データを活用した医療費控除手続きのオンライン利用促進	現状、医療費控除を受ける為の確定申告には医療機関等が発行した領収書の提出が必要であるが、オンライン申請の場合にはクレジットカード取引データの添付による申請が可能とするための法令上の措置をお願いしたい。	クレジットカード会社では、会員の取引データ(利用店名・利用日・利用金額等)を保有しており、医療機関における取引も例外ではない。したがって、利用者が一年間に利用した対象取引を抽出・集計し、利用者に電子的な形式で送信すれば、利用者はオンライン申請時にそのまま添付し、申請を完結させることが可能となる。(対象データを国税庁や第三者機関が保有し、税務署から対象データにアクセスする方法も考えられる。)従来、利用者は一年分の領収書を保管・管理し、申告の際はそれらを集計する必要があったが、これらの作業が不要となり、オンライン申請の利用率向上が期待できる。また、医療機関側にとっても、クレジットカードの利用が増えることにより、現金のハンドリングコストの削減、医療機関内の現金紛失事故防止等の効果が期待できる。さらには、税務署等の行政機関にとっても、領収書の内容確認、集計等の作業が削減され、業務効率化に寄与するものである。本件実施する際の懸念点として、利用者等によるデータ改竄等の不正利用が挙げられるが、改竄防止のための技術的対策やデータ提供者の基準等を設けることにより担保できるものと思われる。また、現状法令上の制約等により全ての医療機関においてクレジットカードの取扱いができるわけではないが、第164回通常国会に提出されている地方自治法の一部を改正する法律案が成立しており、施行後は法令上の制約は無くなり、あとはクレジットカード会社の営業努力で解決可能である。尚、本件のみならず、クレジットカードの取引データの活用により、あらゆる場面で現状領収書を必要としている手続きの簡素化も期待できるものであり、合わせてご検討をお願いしたい。	所得税法第73条・第120条、所得税法施行令第262条	財務省		
5083	5083001			z11026	警察庁、財務省	未成年者喫煙禁止法第4条、たばこ事業法第31条	未成年者喫煙禁止法第4条において、たばこ規制特組条約(第16条)は、締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。 たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができるとされている。	c			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	1	A	未成年者喫煙防止のためICカード式タバコ自販機に指紋認証機能付加を義務付ける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明書と写真で確保されたICカードの導入である。しかし本カードは販売されたり、なりすまし、代理購入等が可能で、未成年者が自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋認証機能を付加することにより、未成年者の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、タバコ自販機による未成年者のアクセス防止(電子ロックによる購入防止)がほぼ完全にできることが期待される。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる間ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を超える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機購入費用に充てるとのこと。指紋認証機能の付加も同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	たばこ規制特組条約(第16条他)、未成年者喫煙禁止法、 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が、たばこの販売に当たっては、第22条第1項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができるとされている。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき、 10. 法人であつて、その代表者のうち第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき、	警察庁、財務省			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083002			z11027	警察庁,財務省	たばこ規制特組条約(第16条) 未成年者喫煙禁止法第4条 たばこ事業法第31条	たばこ規制特組条約第16条においては、締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する、とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされている。	c	-	対面販売において、年齢確認のため、成人識別機能付自動販売機の導入に併せて発行するICカードの提示を義務付けることについては、成人識別機能付自動販売機の導入自体がたばこ業界による自主的な取組みとして推進されているものであり、ICカードの発行についても社団法人日本たばこ協会と利用者の任意契約によるものであるところ、こうした民間の契約に基づき発行されたICカードについて、行政が規制改革の観点から店頭における提示を義務化することは、行政が行う規制としてなじまないものであり、適当ではないものと考えられる。 また、対面販売において、指紋認証による年齢確認を義務付けることについては、たばこの購入者に対して、生体情報の登録を何らかの形で義務付けることが前提となるものであり、このような規制の導入については、プライバシー保護及び個人情報保護に対する国民の意識の高まりを考慮すると、慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、警察庁、財務省及び厚生労働省では、未成年者喫煙防止対策のため、平成14年及び平成16年に、全国たばこ販売協同組合連合会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本スーパーマーケット協会等の小売販売業界団体に対し、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底、たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施、ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起等を盛り込んだ要請文書を発しているところであり、今後とも、財務省としては、関係省庁と協力して未成年者喫煙防止の取組みを図っていくこととしたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとして、成人識別のためにICカードを導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、ICカードと指紋認証識別による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのこと、店頭におけるICカードと指紋認証機能による購入システムも同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示を求めているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売においても、ICカードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多(は)からない。	たばこ規制特組条約(第16条他) 未成年者喫煙禁止法 第4条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかの旨のいずかの許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があつたとき。	警察庁,財務省		
5083	5083004			z11028	全省庁	審議会等の整理合理化に関する基本計画(平成11年4月27日閣議決定)	当省の審議会等に係る議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を可能な限り速やかにホームページにおいて公開することとしています。 なお、会議自体の公開(傍聴可能)については、会議を公開とすることにより当事者又は第三者の権利利益を害するおそれがあること等の理由から行っておりません。	d	-	当省の審議会等に係る議事内容の透明性を確保するため、引き続き可能な限り速やかにホームページにおいて議事録等が公開できるよう努めてまいります。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。						